

○国土交通省告示第五百七十四号

東京国際空港について指定した円錐表面及び外側水平表面に変更を加えたいので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十六条の二第二項において準用する同法第三十八条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年九月三十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

- 一 設置者の氏名及び住所 国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
- 二 空港の名称及び位置 東京国際空港 東京都大田区
- 三 変更しようとする事項（変更前の事項については、昭和五十九年運輸省告示第十五号及び平成十七年国土交通省告示第九十五号を参照。）
  - イ 円錐表面 水平表面の外縁に接続し、かつ、空港の標点を含む鉛直面との交線が水平面に対し外側上方へ五十分の一のこう配を有する円錐面であつて、その投影面が当該標点を中心として一万六千五百メートルの半径で水平に描いた円周で囲まれるものうち、別図における円弧イロ、線分ロハ、円弧ハニ、円弧ニホ、線分ホヘ、線分ヘト、円弧トチ、円弧チリ、線分リヌ、円弧ヌル及び線分ルイにより囲まれる部分
  - ロ 外側水平表面 円錐表面の上縁を含む水平面であつて、その投影面が空港の標点を中心として

二万四千メートルの半径で水平に描いた円周に囲まれるもの（投影面が水平表面又は円錐表面の投影面と一致する部分を除く。）のうち、別図における線分ヲワ、線分ワカ、円弧カヨ、線分ヨタ及び円弧タヲに囲まれる部分並びに円弧チレ、線分レソ、円弧ソツ、線分ツネ、線分ネナ、円弧ナラ、線分ラム、円弧ムウ、線分ウキ、線分キノ、線分ノリ及び円弧リチで囲まれる部分